

# 元老院調査報告書五五八号(二〇〇八―二〇〇九)の概要

— フランス民事責任法の現代的課題 —

萩 野 奈 緒

## 序

- I 改正の基本的指針
  - 1 民事責任法の整合性
  - 2 民事責任法の構造の維持
- II 民事責任の要件
  - 1 賠償され得る損害の制限
  - 2 因果関係の明確化
  - 3 責任発生事由の限定
- III 民事責任の効果
  - 1 損害を軽減し又はその増悪を回避すべき債務
  - 2 損害賠償の合意による修正
  - 3 懲罰的損害賠償の導入
  - 4 損害の評価における不公平の是正

## 序

1 周知のとおり、フランスでは民法典の重要な改正が相次いでいる<sup>①</sup>。財産法に関係するごく最近の主だった改正だけでも、二〇〇六年には相続法と担保法<sup>②③</sup>が、二〇〇八年には時効法<sup>④</sup>が、それぞれ改正され、二〇〇七年には信託に関する規定が民法典中に創設された<sup>⑤</sup>。

そして、これに続く大きな改正が債務法の分野でも行われようとしている。本格的な債務法改正論議の端緒となったのは、ピエール・カタラ (Pierre CATALA、パリ第二大学名誉教授) を長とする委員会によって二〇〇五年九月に司法大臣に提出された「債務法及び時効法の改正に関する準備草案」(以下「カタラ準備草案」という<sup>⑦</sup>) であろう。カタラ準備草案に対しては、二〇〇六年一〇月に、パリ商工会議所 (Chambre de commerce et d'industrie de Paris, CCIP) から批判的な反応が示され<sup>⑧</sup>、二〇〇七年六月には、ピエール・サルゴ (Pierre SARGOS) を長とする破産院の委員会による報告が出されてくる (以下「サルゴ報告」という<sup>⑨</sup>)。

その後、二〇〇八年七月に、カタラ準備草案とは別に、司法省草案が策定され、同年一二月には、フランソワ・テレ (François TERRE、アカデミー会員、パリ第二大学名誉教授) を長とする人文・社会科学アカデミー (Académie des sciences morales et politiques) の委員会によって契約法改正に向けた

試案も公表されているが<sup>⑩</sup>、これらはいずれも、その対象を契約法に限定したものである<sup>⑪</sup>。

このような中、元老院法律委員会の民事責任に関する委員会が、二〇〇九年七月一五に、調査報告書を公表した (以下、「本報告書」という<sup>⑫</sup>)。同委員会は、二〇〇八年一月の立ち上げ以降、経済界、司法界、学者及び行政に対して約四〇の意見聴取を行ったうえで、民事責任法の改正が必要であるとの結論に達したとして、本報告書において、合計二八の提言を行っている。

2 本報告書は、民事責任法の改正は、原則として、現行法の基本原則に変更を加えるようなものであってはならないとしても、賠償制度をよりよいものとするための新たな規定を設ける改革の機会でなければならないという。

そして、具体的には、次の三つの改革を提言している。第一に、少額の個別的損害 (dommage individuel) を生じさせる、複数の被害者に対する営利的フォート (faute lucrative) があった場合の、責任に関する集団的訴権 (action collective) を認めること。第二に、一定の特殊な紛争において営利的フォートがあった場合に、懲罰的損害賠償を認めること。第三に、身体的損害以外の損害を被った被害者について、損害を軽減し又は損害を増悪させない債務を認めることである。

これに対して、同一集団に属する不特定の者が生じさせた損害について、当該集団に属する特定された者に連帯責任を負わ

せることや、経済的相互依存関係という事由 (Event) に基づいてフォートによらない責任を認めることは、否定されている。以上のような本報告書は、現在のフランス民事責任法が直面している課題を提示し、それに対してどのような取り組みがなされている(なされようとしている)のかを浮き彫りにするものであるといえ、大変興味深い。

3 本稿は、本報告書の概要を紹介することを目的とするものであるが、その際、フランスの民事責任法が直面している課題がどのように提示されているかに留意しつつ、本報告書の問題意識や提言内容をみていくこととしたい。紹介の順序としては、本報告書の叙述順序に従い、まず、改正の基本方針に関する提言を、次に、民事責任の要件に関する提言を、最後に、民事責任の効果に関する提言を取り上げることとする。

## I 改正の基本的指針

### 1 民事責任法の整合性

#### (1) 特殊制度 (regime special) の多寡<sup>14)</sup>

本報告書はまず、民事責任法の特殊制度があまりに多いという問題を指摘する。すなわち、本報告書によれば――

フランスにおける民事責任の特殊制度は七〇近くも存在するといわれ、それらの重要性は様々である<sup>15)</sup>。

特殊制度の中には、建築の分野における民事責任(一七九二条以下)や、製造物責任(二三八六―一条以下)のように、民

法典の中に規定されているものもあるが、多くの制度は民法典の外に存在している。民法典外の特殊制度は、例えば、保険法典、民間航空法典、商法典、消費法典、環境法典、森林法典、鉱業法典、通貨金融法典、知的所有権法典、公衆衛生法典あるいは農事法典といった特殊法典の中にみられるほか、その大多数が、デジタル経済の信用のための二〇〇四年六月二日の法律五七五号や、交通事故被害者の状況の改善と賠償手続きの促進を目的とする一九八五年七月五日の法律六七七号、あるいは、原子力の分野における民事責任に関する一九六八年一〇月三〇日の法律九四三号といった個別の法律によって規定されている。

また、国際運送や環境の分野では国際条約や欧州共同体規則に由来する準則が存在するし、近隣トラブルに関しては判例による準則がある。さらに、損害の賠償に関しては、各種の基金も存在する。

以上のことを考えると、民事責任法は、いわば、特殊制度が乱立している状況にあり、それぞれの制度の内容は多種多様であって、利用頻度や発展具合もまちまちである。

#### (2) 特殊制度を整理する必要性<sup>16)</sup>

本報告書は、以上のような特殊制度の多さは、社会生活における状況の多様性を反映したものであるとし、そのことは考慮に値するけれども、それと同時に、これらの制度を整理し秩序

立てる必要があるという。

本報告書が指摘する問題点としては、次の三つがある。第一に、特殊制度の中に、特殊な準則のみならず一般準則も規定されていることから、後者について一般的制度（*regime général*）における解釈と食い違う解釈がなされる危険性があること。第二に、同じ損害について複数の制度が適用され得ることから、これらの制度間の適用関係を明確化が必要があること。第三に、民事責任法へのアクセスが阻害されていることである。

そして、第一の点については、一般的制度の一般法としての役割を再確認し、解釈の食い違いを回避するために、重複を可能な限り解消し、特殊制度の中に一般的制度の準用規定を置くことが適切だとする。

第二の点については、特殊制度と一般的制度、あるいは特殊制度相互間の適用分野が重複している場合の制度間の適用関係を明確化する方法として、あるいは被害者に適用されるべき制度を選ばせるか、あるいは特殊制度の適用を一貫して優先させるかという方法が考えられるが、後者の方法によるべきだとする。前者の方法によれば被害者保護に資するけれども、責任主体の活動を保護するために置かれた特殊制度の目的が阻害されるうえ、法的安全を低下させてしまうのに対し、後者の方法は単純で一貫性を有するうえ、被害者の受ける不利益は立法者が設けた制限にとどまるものだというのがその理由である。

もつとも、本報告書では、一般的制度に対する特殊制度の優

先適用原則（*principe d'exclusivité*）があらゆる場合に妥当するわけではないことも指摘され、一定の重大な損害については、被害者保護の要請が法的安全の要請を上回り、被害者による選択を認めることも正当化され得るとされている。

第三の点については、特殊制度とそれを規定する法源の多さが、市民の民事責任法へのアクセスを阻害する要因となっており、重要な特殊制度が民法典中に規定されていないために民法典が参照されることが少なくなっているとしたうえで、とりわけ交通事故に関する特殊制度については、紛争の多さからしても、それが被害者に対して一般的な保護を与えることからしても、民法典に取り込むべきだとする。なお、これと同様の方向性は、カタラ準備草案においても採用されている（一三八五条以下）。

これに対し、その他の特殊制度については、民法典に取り込むよりも、可能な限り、特殊法典化が目指されるべきだとする。その理由としては、活動分野に応じた特殊制度については、当該活動にかかる他の準則とともに一つの法典に規定されることが望ましいことが挙げられている。

**提言 1** 一般準則について食い違う解釈がなされる危険性を回避するため、特殊制度の中に存在する一般制度的重複を削除し、準用規定に置き換える。

**提言 2** 一般的制度に対する特殊制度の優先適用原則を明確にする。

**提言 3** 交通事故被害者の状況の改善と賠償手続の促進を目的とする一九八五年七月五日の法律の規定を民法典の中に取り込む。

**提言 4** その他の特殊制度は、それを取り込むことができず、特殊法典への法典化を優先する。

### (3) 判例準則の明文化<sup>17)</sup>

本報告書は、民事責任法の分野においては、例えば物の所為による一般的責任や他人の所為による責任といった制度にみられるように、判例による法創造が多く行われ、それが民事責任法を充実させてきたことを指摘し、改正の機会に、確立した判

例準則を明文化し、場合によっては整序するべきだという。判例準則に依拠した解決がなされている現状について、本報告書が指摘する問題は、破毀院の立場が必ずしも安定的ではないこと、及び、フランスの民事責任法の理解を難しくしていることである。

そして、これらの問題点は、判例準則を明文化することで解決されるし、そのことよって市民のアクセシビリティが向上することにもなるとする。もともと、明文化の対象は、一般的制度に関する準則であつて十分に安定的なものに限られるべきであり、また、明文化の際に、それに値するものを取捨選択するべきだという。

本報告書は、数ある判例のうちいずれを明文化すべきかについては明言を避けているが、例えば、契約を補完する種々の債務（安全債務や情報債務等）や、他人の所為による契約責任、あるいは契約前責任（*responsabilité précontractuelle*）に関する判例準則を明文化することが想定されているようである。

**提言 5** 民事責任法に関する判例の到達点（*acquis jurisprudentiel*）について、確立させるに適した解決を選別して、民法典の中に規定する。

## 2 民事責任法の構造の維持

本報告書は、現行法の構造に変更を加えるべきか否かという問題を提起し、まず、フランス法とは異なるアプローチを採用するイギリス法やドイツ法を参照しているが、これらの法とフランス法との相違はあまりに大きく、一定の紛争類型における実務的な問題の解決にあたって対照させ得るにとどまるという。

次に、民事責任法のヨーロッパレベルでの統一の可能性にも言及しているが、それは未だ現実的ではないとし、フランスにおける民事責任法改正の目的とはなり得ないとする。フランスにおける民事責任法改正の一次的な目的は、あくまで、現代社会により適合的な民事責任法の構築であり、ただ、そのことはヨーロッパにおける統一準則を策定する際の影響力を強化することにもつながるといっているのである。

そのうえで、本報告書は、民事責任の構造に変更を加えるべきかという問題の具体的な現れとして、契約責任と不法行為責任の関係をどのように考えるかという問題を取り上げて、現行法の構造を維持すべきだと結論づけている。

### (1) 契約責任と不法行為責任の二元性<sup>(20)</sup>

契約責任と不法行為責任の二元性に対しては、今日、様々な批判が加えられているところであるが、本報告書は、契約責任と不法行為責任の伝統的な区別は維持しつつ、両制度を接近させるべきだとしている。すなわち、本報告書によれば――

(i) 契約責任と不法行為責任の二元性に対する批判としては、まず、契約責任の存在そのものを否定する見解がある。この見解によれば、契約が履行されなかったことによって生じた損害は不法行為責任によって賠償されるべきであり、契約の履行に代わる損害賠償は等価物による履行にすぎないとされる。次に、契約責任と不法行為責任の境界が曖昧であるとの批判もなされている。さらに、両責任の制度が、賠償され得る損害の定義や因果関係の認定、あるいは時効に関する準則の点で類似しており、その効果にも共通点が多いため、これらを区別することの重要性が小さくなっているとの指摘もある。

しかしながら、カタラ準備草案の編纂者も指摘するように、契約不履行の際に債権者が得る賠償は、経済的にも法的にも、合意によって課される給付とは異なるものであるから、契約責任は賠償を目的とするものである。また、契約責任と不法行為責任に共通の準則が多いとしても、契約責任に固有の準則も存在することから、両責任を完全に同一視することはできない。したがって、契約責任と不法行為責任の伝統的な区別は、維持されるべきである。

(ii) もっとも、身体的損害の被害者により手厚い賠償が与えられるべきことが強く主張されており、この点は傾聴に値する。<sup>(25)</sup>

身体的損害の被害者を保護するための提案としては、責任発生事由ではなく損害を起点として責任法を構築する、身体的損

害の被害者全員に妥当する賠償法の原則を置く、あるいは、身体損害の賠償のための独立した法典を創設するといったものがあるが、いずれも現行法の構造を見直すものであり、実現困難であるように思われる。

身体的損害の被害者を保護するために、最も簡単かつ現実的であるのは、カタラ準備草案が提案するように、現行法の構造を維持しつつ、それによって生じる不公平を除去することである。

**提言 6** 契約責任と不法行為責任の伝統的な区別を維持しつつ、両制度を接近させる。

## (2) 両制度の適用関係

本報告書は、契約責任と不法行為責任の適用関係について、次のような二つの提言を行っている。その一方は、判例によって確立されたいわゆるノン・キュムル原則を明文化しつつ身体的損害を被った被害者のために例外を設けるべきだとするものであり、他方は、契約不履行により損害を被った第三者が不法行為上のフォートを実証することができない場合にも、当該第三者が不履行を援用することを認めるべきだとするものである。

元老院調査報告書五五八号（二〇〇八―二〇〇九）の概要

## (i) ノン・キュムル原則の明文化<sup>(26)</sup>

本報告書は、破毀院が、一九二二年の *Palmer* 判決<sup>(27)</sup> 以来、契約責任と不法行為責任はノン・キュムル（非競合）の関係にあるとしてきたこと、ノン・キュムル原則によれば、原告が不法行為責任を選択することで契約責任を選択した場合に受け得る制約を免れるという不都合な事態を回避することができることを指摘する。また、これに対して、両責任のキュムル（競合）を主張する立場からは、不法行為責任は公序の一環をなすものであり、契約によって上回ることはあっても下回ることは許されないミニマムを構成するとされていることも指摘する。

そして、カタラ準備草案が、ノン・キュムル原則を維持しつつ、身体的損害については例外を認めるといふ提案をしていること、<sup>(28)</sup> それが多く賛同を得ていることをふまえて、同準備草案に賛成の立場を表明している。

**提言 7** 契約責任と不法行為責任のノン・キュムル原則を規定しつつ、身体的損害の被害者のために例外を付け加える。

(ii) 契約不履行により損害を被った第三者による損害賠償請求<sup>(29)</sup> 本報告書は、契約不履行の被害者たる第三者が、その被った

同志社法学 六二巻二号 一三三（四七九）

損害の賠償を得るための要件は何かという問題について、まず、従来判例の不一致に終止符を打った破毀院全部会二〇〇六年一〇月六日判決<sup>30</sup>を紹介している。同判決によれば、「契約の第三者は、契約上の違背（*manquement contractuelle*）によって損害を被ったときには、不法行為責任を基礎として、その契約上の違背を主張することができる」ところ、被害者たる第三者は、加害者に対して訴訟を提起するに際し、不法行為責任に固有の責任発生事由を主張する必要はない。

本報告書は、このような判例の立場に対しては、契約当事者の予見を害し、契約の相対効原則に反するとの批判がなされていること、カタラ準備草案が、第三者に、あるいは契約を援用して損害賠償を請求しつつこれに伴う制約を甘受するか、あるいは不法行為責任の要件を証明してこれに基づいて損害賠償請求をするかという選択肢を認めていること<sup>31</sup>、これに対しては賛否両論あるが、サルゴ報告がカタラ準備草案を正當なものとして評価していること<sup>32</sup>をふまえ、カタラ準備草案に賛成の立場を表明している。

**提言 8** 契約の第三者が、契約上の債務の不履行によって生じた損害の賠償を、あるいは契約責任に関する準則に従い―契約責任に基づいて、あるいは不法行為責任が適用されるために必要な要件の充足を証明することができるという条件で―不法行為責任に基づいて、請求することを認める。

## II 民事責任の要件

本報告書は、改正の基本方針に関する提言に続いて、民事責任の要件を改革するべきかという問題について検討を加えている。民事責任の要件は、賠償され得る損害、因果関係及び責任発生事由であるところ、本報告書による検討もこれらの要件ごとになされている。

### 1 賠償され得る損害の制限

本報告書は、カタラ準備草案が、集団的損害（*préjudice collectif*）の賠償と将来の不確実な事象に依存する損害の賠償を認めて、民事責任制度によって賠償され得る損害の範囲を二つの方向に拡大していることを指摘し、そのいずれもについて批判的な立場を表明している。



## (1) 集团的損害<sup>33)</sup>

集团的損害の概念を民法典中に導入するべきかという問題について、本報告書は、そのような概念は不精確であるから射程を測ることが困難であり、かつ、その導入の目的は既に達成されているとして、これに否定的な立場を示している。すなわち、本報告書によれば――

(i) カタラ準備草案は、賠償され得る損害について、「財産的であれ非財産的であれ、個人的であれ集团的であれ、適法な利益の減少からなる確実な損失はすべて、賠償され得る」と規定し（一三四三条）、提訴権者について意図的に規定を設けないことで、集团的損害（とりわけ環境損害）の賠償を認めやすくしている。その目的は正当であるとしても、このような提案に対しては、保険料の高額化を招くのではないか、あるいは、グループ訴権を誘発するのではないかといった懸念が表明されている。

(ii) また、環境損害については、従来、低額にとどまるものであっても賠償を肯定する裁判例が存在し、*ロギン*事件では多額の賠償が認められたうえ、<sup>34)</sup> 環境損害の未然防止と回復についての環境責任に関する二〇〇四年四月二日のEU指令三五号を国内法化する二〇〇八年八月一日の法律七五七号によって、環境法典中に、環境損害と環境責任に関する規定が挿入された。<sup>35)</sup> これによって、カタラ準備草案の第一の目的は達成されたといえる。

提言9 「集团的損害」の概念を民法典に導入することはない。

## (2) 将来の損害<sup>36)</sup>

将来の不確実な事象に依存する損害の即時の賠償を認めるべきかという問題について、本報告書は、実務的な困難を生じさせる危険があり、かつ、必ずしも被害者の利益になるものではないとして、否定的な立場を示している。すなわち、本報告書によれば――

(i) 現行法下では、将来の損害については、その発生が確実である場合には即時の賠償が認められている反面、それが不確実である場合には、既発生の損害しか賠償の対象とならず、被害者は損害が発生した時点で新たに損害賠償を請求することになる。もともと、輸血により血清反応陽性となったが後天性免疫不全症候群（AIDS）を発症することが不確実な者について、破毀院は、一九九一年一月三十一日の法律一四〇六号四七条によって創設された賠償基金が、血清反応陽性となったことによる特定の損害を即時に補償すべきことに加え、AIDSによる損害のその余の賠償を、その支払いを疾病が医学的に確認されることにかからせつつ、定めるべきだとした原審の判決を支持した。<sup>37)</sup>

これに対し、カタラ準備草案は、「将来の損失は、現在の状況の確実かつ直接の延長であるときは、賠償され得る」し、「損失の確実性が、将来の不確実な事象に依存しているときは、裁判官は、その判決の履行を当該事象の実現にかからせることで、直ちに責任主体に対して賠償を命じることができ」（一三四五条）と規定して、将来の不確実な事象に依存する損害の即時の賠償を一般化している。

(ii) カタラ準備草案に対しては、経済界や司法省等から実務的に困難な問題を生じさせるのではないかとの懸念が表明されているうえ、被害者にとって必ずしも利益になるものではない。すなわち、将来の不確実な事象に依存する損害についての賠償を認める判決が出された場合、加害者は、直ちに手続費用を負担し被害者への賠償に充てるべき金員を準備しておくなければならない。他方、被害者は、損害賠償の支払いを得るためには、改めて司法裁判官のもとに出頭しなければならず、その際に従前とは異なる裁判官によって異なった結論が出されることもあり得るのである。

**提言10** 将来の不確実な事象に依存する加害者に即時に

賠償責任を課す可能性を認めることはしない。

**2 因果関係の明確化**

本報告書は、カタラ準備草案が、被害者の所為を理由とする免責、交通事故に関する規律の適用、及び、集団構成員の連帯責任に関して、改正の提案をしていることを指摘し、前二者には賛成の立場を、後者には反対の立場を表明している。

(1) 被害者の所為を理由とする免責<sup>(38)</sup>

カタラ準備草案は、次のように規定して、判例の到達点の大部分を明文化しようとしている。すなわち、「被害者は、故意に損害を生じさせようとしたときは、すべての賠償を得ることができない」（二三五〇条）。「部分的免責は、損害の発生に寄与した被害者のフォートによってしかもたらされ得ない。身体の完全性の侵害の場合には、重大なフォートのみが、部分的免責をもたらし得る」（一三五一一条）。「前二条に定める免責は、事理弁識能力（discernement）に欠ける者には適用しない」（一三五一一一条）と。

本報告書は、以上の提案は、サルゴ報告を含む多くの賛同を得ていること、但し身体的加害者に部分的免責を認めるために被害者の重大なフォートを要求する点については疑問も呈されていることを指摘しつつ、被害者の所為を理由とする免責に関する準則を民法典中に規定することに賛成している。

また、本報告書は、事理弁識能力のない者の所為を理由とする免責は認めないという点についても、被害者のフォートを理

由とする免責は私的制裁 (peine privée) を構成するという理由から、妥当であるとしている。

#### 提言 11

被害者の所為を理由とする加害者の責任の免責に関する判例準則を民法典の中に取り込みつつ、被害者が事理弁識力に欠けるときには免責の効果を否定する。

#### (2) 交通事故に関する規律の適用<sup>(39)</sup>

交通事故に関する一九八五年七月五日の法律六七七号について、カタラ準備草案は、その適用範囲を鉄道事故やトラムウェイの事故にも拡大し<sup>(40)</sup>、また、運転者たる被害者を運転者でない被害者と同視するという二つの改正提案をしているが(一三八五条以下)、本報告書は、その双方に賛成している。

(i) 本報告書は、まず、前者の提案について、サルゴ報告もこれに賛成していること、このような解決は広い賛同を得ていることを指摘して、これに賛成する。

(ii) また、後者の提案については、現行法が、身体的損害の加害者の免責に関して、被害者の身分及びそのフォートの性質に応じた複雑な制度を定めていることを指摘したうえで、歩行者や自転車等と同じ交通の危険にさらされている運転者が、これらの危険を担保するための義務的保険によって賠償を得る

ことは必要であり論理的であるとするカタラ準備草案の提案理由を援用し、これに賛成している。

なお、本報告書は、子ども、高齢者及び障害者に関する特別規定(一九八五年七月五日の法律六七七号三条二項)の削除については言及していない。

#### 提言 12

鉄道及びトラムウェイの事故を、他のエンジン駆動式陸上車両に関わる事故と同一視する。

#### 提言 13

運転者を他の交通事故の被害者と同一視する。

#### (3) 集団構成員の連帯責任<sup>(44)</sup>

本報告書は、フォートを犯した者がある集団に属するというだけで、その集団に属する者全員が責任を肯定することができるかという問題について、判例は原則として消極に解しているが例外的に不特定の集団構成員が生じさせた損害について特定された構成員の責任を推定していること、及びカタラ準備草案はこのような例外を一般化しようとしていることを指摘しつつ、これを一般化することの危険性を指摘している。すなわち、本報告書によれば――

(i) 判例が例外を認めているのは、ラグビーのようなスポ

ーツや、狩りのようなレジャー<sup>(46)</sup>のように、集団的に行われ、周囲に危険を生じさせる活動の中で生じた事故についてである。また、集団的責任が推定される場合であっても、加害者が特定されたときには、その推定は覆され、集団的責任は認められなくなる<sup>(47)</sup>とされる。

これに対して、カタラ準備草案は、「損害が集団の不特定の構成員により引き起こされたときは、特定された全構成員が、連帯して、それにつき責任を負う。ただし、自身が加害者ではないことを証明した者についてはこの限りではない」(一三四八条)として、集団構成員の連帯責任を一般的に肯定している。

(ii) これに対し、サルゴ報告は、集団的責任の一般化によってストライキやデモの権利が妨げられるとしてこれを批判し、製造物責任制度において、供給業者は、製造者が特定されない場合で、かつ、被害者により通知された日から三か月以内に本来の供給者又は製造者を示さない場合にしか、製造物責任を負わないとされていること(一三八六七条一項)<sup>(48)</sup>との整合性にも疑問を呈している。また、カタラ準備草案に賛同する者は少なく、大多数は、「集団」概念の不精確さや、フォートの不存在を証明することは困難であること、加害者が不明であるため同人に対して求償訴権を行使し得ないこと、最も支払能力のある企業が訴えられる危険があること、あるいは、責任発生事由の存在も明らかではないのに因果関係の証明を要求することなしに責任を負わせることになることといった不都合を指摘し

て、これに反対している。これらの点に鑑みれば、集団的責任の一般化には賛成できない。もともと、判例を見直すべきだというわけではない。

**提言14** グループの不特定の構成員によって生じた損害についての、当該グループの特定された構成員の連帯責任を一般化することはしない。

### 3 責任発生事由の限定

伝統的には、責任発生事由には、個人の所為(fait personnel)、物の所為(fait des choses)及び他人の所為(fait d'autrui)の三つの類型があるとされているが、本報告書は、カタラ準備草案が後二者について改正提案をしていることに鑑み、これら二つだけを取り上げている。

#### (1) 物の所為による責任

本報告書は、物の所為による責任について、判例により確立された一般的制度を民法典中に規定するべきだとする。これに対し、異常に危険な活動の経営による責任(responsabilité du fait de l'exploitation d'activité anormalement dangereuses)については賛否両論あるとして、態度を留保している。

(i) 物の所為による責任の一般的制度<sup>50)</sup>

民法典一三八四条一項は、「自己の所為によって生じる損害だけでなく……自己が保管する物から生じる損害についても、責任を負う」として物の所為による責任を規定しているところ、判例は、一九三〇年の *Jandheut* 判決以来、同条を基礎として、物の所為による責任の一般原則を確立し、これを外部原因の証明によってしか覆し得ない責任推定のもとに置いている。以来、例えば交通事故や製造物責任の分野で、物の所為による責任の特殊制度が数多く設けられている。

本報告書は、諸外国に例を見ない物の所為による責任の一般的制度を維持するべきかという問題を提起し、カタラ準備草案が判例準則を明文化しようとしていること（一三五四条以下）、そのような解決は多くの賛同を集めていること、サルゴ報告もこれを支持していること<sup>52)</sup>を指摘する。そして、物の所為による責任の一般的制度の濫用がみられないこと、これを削除すれば司法の空白が生じることから、これを維持するべきだとしている。

提言15

物の所為による責任の一般的制度を確立する。

(ii) 異常に危険な活動の経営による責任<sup>53)</sup>

カタラ準備草案は、物の所為による責任のほかに、異常に危険な活動を経営したことによる責任の制度を導入することを提案している（一三六二条）。同条によれば、異常に危険な活動は「同時に多数の者に重大な損害を与える危険を生じさせる活動」と定義され、そのような活動の経営者は、当該活動が適法なものであったとしても、それにより生じた損害の賠償責任を負い、被害者の所為の証明によってしか責任の減免が認められない。

本報告書は、このような制度は、航空経営者やロプウェー経営者、あるいは、原子炉経営者の客観的責任と同種のものであると指摘する。また、その導入の可否についてはカタラグループの内部でも議論があったこと、危険な活動の被害者の保護は科学技術及び自然による危険の防止と損害の賠償に関する二〇〇三年七月三〇日の法律六九九号をはじめとする特殊制度によって十分に図られているのではないかとの意見や、制度の導入によって危険を伴う活動が国外に転出してしまおうのではないか、付保可能性がないのではないかといった懸念が表明されたことを紹介する。そして、サルゴ報告においても意見がわかれたとして態度が留保されていること<sup>54)</sup>をふまえ、この点についての態度を留保している<sup>55)</sup>。

(2) 他人の所為による責任

本報告書は、他人の所為による責任に関して、未成年の子の所為による親の責任、被用者の所為による使用者の責任、及び、経済的相互依存関係による責任（responsabilité du fait d'un état de dépendance économique）に関する問題を取り上げている。

(i) 未成年の子の所為による親の責任<sup>56)</sup>

民法典一三八四条四項は、「父及び母は、親権を行使する限りで、それらの者と同居する未成年の子が生じさせた損害について、連帯して責任を負う」と規定している。この責任は、比較的最近まで、親権に結び付けられた監督・教育義務上のフォートの推定に基礎づけられていたが、破毀院は、一九九七年のBertrand 判決<sup>57)</sup>以降、これを外部原因の証明によってしか免責されない客観的責任だとしている。また、伝統的には、親の責任の前提として子のフォート又は子が保管する物の所為によって損害が生じたことが必要だとされていたが、破毀院はこの前提要件を緩和し、まず、子が損害の直接的原因となる行為をしさえすれば親の責任は推定されるとし、さらには、被害者の主張する損害が未成年の子の所為によって直接的に生じていれば、それがフォर्टティブでなくとも、親の客観的責任が認め得られると明言するに至った<sup>58)</sup>。

カタラ準備草案は、以上のような判例の立場を見直し、損害

を直接的に生じさせた子について責任発生事由の証明があることを、親の責任の前提とすることを提案している（一三五五条二項）。

本報告書は、サルゴ報告が、判例準則を見直すべき理由として、例えば、あるスポーツクラブのメンバーがゲーム中に他者に損害を生じさせた場合、ゲームのルールに照らし何らのフォートも犯していなければ、当該クラブは責任を負わないとされているにもかかわらず、当該メンバーが未成年であれば、その親は責任を負うというのは不公平ではないかと述べていることを指摘し、同様の理由から、カタラ準備草案に賛成している。また、カタラ準備草案が、未成年の子の所為による親の責任について、同居要件を削除していること（一三五六条）についても、同居要件を事実としてではなく法的に認定してきた判例の展開に沿うものだと指摘して、賛意を表している。

**提言 16** 未成年の子の所為による親の責任を、当該子の単

なる因果関係ある所為に基づかせる判例を見直し、フォートを要求するようにする。

**提言 17** 未成年の子の所為による親の責任について、同居

の要求を削除して、親権の行使のみに結びつける。

(ii) 被用者の所為による使用者の責任<sup>(65)</sup>

本報告書は、被用者の所為による使用者の責任に関して、使用者の責任の要件を確認したうえで、被用者の責任に関する判例準則を維持するべきか否かについて検討を加えている。すなわち、本報告書によれば――

(a) 民法典一三八四条五項の規定する使用者の責任の要件は、雇用関係、被用者のフォートが他人に損害を生じさせたこと、及び、損害を生じさせた所為と被用者の職務との関連性である。関連性の要件について、判例は、「使用者は、被用者が、許可なく、その権限外の目的のために、雇用にかかわる職務の外で行動した場合にしか免責されない」としている<sup>(66)</sup>。

カタラ準備草案は、使用者を「被用者の職務の遂行に関して、命令又は指示を与える権限を有する者」と定義し、「使用者は、被用者が生じさせた損害について責任を負う」との原則を定め、たうえで（一三五九条一項）、使用者の免責について、「使用者は、被用者が、許可なく、その権限外の目的のために、雇用にかかわる職務の外で行動した場合には、責任を負わない」として、判例準則を明文化している（一三五九条二項）。

(b) 使用者の責任は、従来、被害者のための担保 (garantie) だと考えられていたため、被害者は使用者に対しても被用者に対しても責任を追及することができ、使用者が損害を賠償した場合には、使用者は被用者に対して求償することができると思われてきた。しかしながら、判例は、使用者の責任を「代位責任

(responsabilité substituee)』だと考えて、被用者がその任務の限界を超えた場合にしか、使用者の被用者に対する求償訴権も、被害者の被用者に対する責任訴権も認められないとしている<sup>(67)</sup>。

このように被用者の責任を限定的にしか認めない判例の立場に対しては批判がある。その主たる理由は、判例によれば、使用者が倒産してしまつたような場合には、被用者にフォートがあるにもかかわらず、被害者が損害賠償を得られなくなつてしまふ不相当というものである。カタラ準備草案は、同様の理由から、「被用者は、意図的なフォートを犯しておらず、その権限内の目的のために、使用者の命令に背くことなく、その職務の枠内で行動した場合は、被害者が使用者からもその保険者からも損害の賠償を得られなかつたことを証明したのでない限り、被害者から個人的責任を追及されない」と規定している（一三五九一条）。

しかしながら、サルゴ報告は、カタラ準備草案一三五九一条は被害者保護に資するようにみえるけれども、同条によれば被用者が使用者の保証人になるような事態を招くものであり、それは不公平だとして、これに反対している<sup>(68)</sup>。また、判例によれば、被用者の労働債務の不完全履行 (mauvaise exécution) によつて生じた損害について、重大なフォートがある場合にしか使用者に対する責任を負わず、あるいは害意の証明が必要だとさえいわれているところ、カタラ準備草案一三五九一条によれば、被用者が使用者からは責任を追及されないような場

合でも、被害者からは責任を追及され得ることとなり、不整合が生じる。したがって、カタラ準備草案には賛成できない。

についてフォートによる責任を認め得るとしても、親会社が子会社に関与し出資したというだけではその責任を認めるに足りないとしたことを指摘する。

**提言 18** 被用者の民事責任は、同人が職務を濫用し又は一定の刑事上の罪を犯した場合にのみ認められるとする  
法務官的準則（règle préventive）を維持する。

そして、これに対して、一部の論者が経済的相互依存関係による責任を認めるべきだと主張していること、カタラ準備草案が、フォートによらない他人の所為による責任の一環として、経済的相互依存関係にある者の責任について規定していること（二二六〇条）を指摘している。

(iii) 経済的相互依存関係による責任<sup>22)</sup>

本報告書は、ある者が、その者と経済的相互依存関係にある者の所為を理由として、責任を負わされるのはどのような場合かという問題を提起する。具体的には親子会社やフランチャイズ契約の場合に、企業が消費者に対して申込みや広告をする際には、企業グループのイメージを強調することが多いけれども、後日の紛争においては、各企業が法的には別人格であることを理由に、その責任が否定されることがあるという問題だという。

もつとも、本報告書は、経済的相互依存関係による責任を認めることに対しては反対意見が多かったこと、サルゴ報告も、適用分野が不明確であり企業の国外転出の危険があることやグループ内の各法人の自律を無視するものであるといった理由から、これに反対していることをふまえ、カタラ準備草案の立場に反対の立場を表明している。

**提言 19** 経済的相互依存関係という事由に基づくフォートによらない責任の存在を確立することはしない。

### III 民事責任の効果

本報告書は、まず、現行法下では、破産手続きに関する商事法典L.六二二―二条のほかに明文の規定は存在せず、しかも、破毀院は、その要件である資産（patrimoine）の混同や、法人格の偽装性（façade）について厳格な解釈をしていること、破産手続き以外では、破毀院が近時、親会社の子会社への介入

本報告書は、民事責任の要件に関する提言に続いて、民事責任の効果を改革するべきかという問題について検討を加えてい



る。本報告書は、民事責任の効果について、今日のフランス法では全体として整合的な解決がなされているけれども、その妥当性については疑問も呈されているとしたうえで、重要と思われる次の四つの問題について検討したいという。すなわち、被害者に損害を軽減し又はその増悪を回避する債務を認めることの当否、契約及び不法行為の各分野において損害賠償を合意により修正することの当否、懲罰的損害賠償の導入の当否、及び、損害額の算定と損害賠償の支払い (liquidation) をめぐる問題である。

### 1 損害を軽減し又はその増悪を回避すべき債務<sup>1)</sup>

本報告書は、フランスでも損害を軽減し又は損害の増悪を回避すべき債務を導入することが適切であるとしたうえで、どの範囲でその導入を認めるべきかについて論じている。

(1) フランスでは、現在、被害者が損害を軽減し又は損害の増悪を回避すべき一般的債務は認められておらず、破毀院は、二〇〇三年に、「事故を生じさせた者はそのあらゆる損害結果 (conséquence dommageable) について賠償義務を負う」、「被害者は責任主体の利益のためにその損害を抑えるべき義務を負わない」と判示して、被害者の損害軽減債務を明確に否定している。

本報告書は、まず、破毀院が右のように判示して、例外的に損害軽減債務を認める余地を残さなかったことに対しては、公

平や社会的利益といった観点から批判がなされていることを指摘する。具体的には、損害軽減債務は、とりわけ契約の分野において、信義誠実 (bonne foi) の原則を強化するものである、あるいは、責任にかかる費用が減少することは一般的利益に適うとの主張である。また、イギリスやアメリカ、ケベックではこのような債務が認められていること、ヨーロッパ契約法原則 (PECL) や UNIDROIT 国際商事原則においても、少なくとも契約の分野では、同様の債務が認められていることも指摘している。

そして、カタラ準備草案が、「被害者が、确实、合理的かつ均衡のとれた (proportionné) 手段によって、その損害の広がり (étendue) を減少させ又はその増悪を回避し得たときは、その手段が身体の完全性を侵害する性質のものでない限り、その手段をとらなかつたことは、損害賠償の減額によって、考慮され得る」(二二三条) と規定しているのは、このような動向をふまえたものであるとし、このような提案は比較的好意的に受けられているという。

本報告書も、損害軽減債務をフランス法に導入することは適切であるとし、その導入によって、契約の分野においてしばしば欠けているモラルが向上するであろうし、不法行為の分野においても、社会全体の賠償費用の抑制 (encadrement) にとつて望ましいとしている。また、フランス法では、コモンローとは異なり、損害の評価は行為時ではなく判決時を基準としてな

されるが、そのことは損害軽減債務の利点を減じるものではないとし、これにより、同債務は、損害が増悪しないよう手段を講じるべき債務として現れることになるという。

(2) もっとも、本報告書によれば、損害軽減債務をあらゆる種類の損害について適用することは妥当でない。具体的には、物的又は精神的損害の賠償に関しては、同債務を認めても差し支えないけれども、身体的損害の賠償については、被害者にそのような債務を課すことには問題が多いという。そのことを示す例として、被害者が治療（とりわけ精神科における治療）を満足に受けなかった場合に賠償額を減額するのは不当であるとの意見が出されたことを紹介している。また、カタラ準備草案が、治療上の危険性を伴う処置の場合に損害軽減債務を排除していることについては、文言が不精確であり、解釈の相違を招くとして、これを批判している。

そして、医療処置の可能性によって損害が減額されることを認めると、被害者に医療処置を受ける債務を課すこととなるが、そうすると、民法典一六一三条が、人の身体の完全性は医療上の必要がない限り侵害され得ないとし（二項）、治療上の処置をするにあたっては当事者の同意が必要だとしていること（二項）との整合性に欠けるのではないかという。

本報告書は、以上のような理由から、身体的損害については、損害軽減債務を適用するべきではないと主張している。

(3) なお、本報告書は、損害軽減債務の導入が適切であると

しても、それが被害者に不利益をもたらすものであつてはならないことを付言している。

また、損害軽減債務は手段債務でなければならず、その内容は当該事案における状況や、被害者の個性（*personnalité*）及び能力に応じて具体的に決定されるべきだとし、さらに、被害者が損害を減少させるに必要な注意を尽くしていなかったことの証明責任は加害者に課せられるべきだともいう。

#### 提言 20

非身体的損害の被害者について、損害を軽減し又は増悪させない債務を課する。その債務は手段債務ではなく、状況及び被害者の個性を斟酌して、具体的に評価される。

#### 2 損害賠償の合意による修正<sup>17)</sup>

本報告書は、まず、損害賠償の合意による修正が責任の修正とは異なること、また、その中には、賠償限定条項（*clause limitative de réparation*）と違約条項（*clause pénale*）という二つの形態があり得ることを指摘する。前者は賠償額を減少させるものであるのに対し、後者は、当事者が、債務者による全部若しくは一部の不履行又は履行遅滞による損害賠償について、予め定額の評価をしておくものである。

そのうえで、本報告書は、現行法の状況を確認し、カタラ準備草案について検討を加えたうえで、現行制度をどのように明確化することが望ましいかについて論じている。

(1) 本報告書によれば、フランスでは、現在、損害賠償の合意による修正の可能性は、それが契約責任の分野におけるものか不法行為責任の分野におけるものかによって、異なっている。すなわち――

契約責任の分野では、賠償限定条項は原則として有効であるとされてきた。もともと、一九九六年のChronopost判決<sup>76)</sup>が、契約の「本質的債務 (obligation essentielle)」の履行を見直すような条項は無効だとしたため、本質的債務に関する賠償限定条項については、これが原則として有効であるといつてよいかは定かではない。<sup>76)</sup>これに対し、賠償限定条項が契約の付随的債務に関するものである場合は、契約上のフォートが詐欺的ではなく重大なフォートを構成しない限り、当該条項は有効であること、契約上のフォートが詐欺的であるか重大なフォートを構成するときは、当該条項は書かれていないものとみなされることについては、異論がない。

また、違約条項も原則として有効であるが、それが明らかに過大又は過小である場合には、裁判官は、これを減額し、又は増額することができる(一一五二条二項、一一三一条)。

以上に対して、不法行為責任の分野では、判例によって、フォートによる責任に関する賠償限定条項の効力は否定されてい

るが、フォートが推定される場合やフォートによらない責任<sup>80)</sup>に関しては、有効だとされている。<sup>81)</sup>

(2) 本報告書は、損害賠償の合意による修正に関する準則について、一部の学説から、これを明確化するべきだとの主張がなされていることを指摘したうえで、カタラ準備草案が判例による解決の一部の明文化を提案していることを紹介している。

カタラ準備草案は、賠償を排斥し又は限定する合意は、契約の分野でも契約外の分野でも、原則として有効であるとすることが(二二八二条)、身体的損害の賠償について賠償を排斥し又は限定することはできないとする(一三八二一条)。もともと、これには、①契約当事者は、あるいは詐欺的フォートや重大なフォートによって、あるいは本質的債務への違反によって一方当事者に生じた損害について、賠償を排斥し又は限定することはできず(一三八二二条一項)、また、②事業者は、現実の「明確に規定された対価なくして」非事業者又は消費者に生じた損害について、賠償を排斥し又は限定することはできない(同条二項)、さらに、③不法行為の分野においては、フォートによって生じた損害について、賠償を排斥し又は限定することはできない(一三八二四条)という例外が存在する。また、違約条項に関しては、現民法典一二二六条ないし一二三〇条、一二三二条及び一二三三条を削除しつつ、明らかに過剰な条項については裁判官による改訂(revision)を認めている(一三八三条)。

本報告書は、カタラ準備草案について、不法行為の分野において損害賠償の合意による修正を原則として有効とし、また、違約条項に関する現民法典の規定の一部を削除した点で現行法を修正するものであるとしつつ、その余の提案はChronopost判決の厳格な立場を含む現行法上の解決を踏襲するものだと評している。

(3) 本報告書は、判例による解決を明文化することについては賛成意見が多いことをふまえ、損害賠償を修正する条項の有効性に関する準則を明確化することには賛成している。

そして、まず、身体的損害の賠償についてはあらゆる修正条項が禁止されるべきこと、加害者が重大な又は許害的なフォートを犯した場合にはこれを無効とするべきことを主張する。

次いで、不法行為責任の分野でも賠償限定条項の有効性を認めることは、例えば近隣間の契約外の関係や、営利社団又は非営利社団設立のための組合契約によって結合されることなく共通の活動に従事する者相互間の関係を規律するのに有用であり、同条項は原則として有効とされるべきであるとする。但し、判例によって要求されている要件に従うべきである、すなわち、フォートが推定される場合やフォートによらない責任に関するのみ認められるべきだとしている。

さらに、契約の本質的債務に関する条項については、当該条項が本質的債務に関するものであるかどうかではなく、そのような債務の不履行についてあらゆる現実的なサンクションを妨

げるような効果を有するものかどうかが問題だと主張している。例えば、賠償額をあまりに低額なものとすることによって、実際には賠償そのものを否定するような条項がこれにあたるという。また、そのような条項に対するサンクションは、これを書かれなかったものとみなすというのではなく、契約の均衡を回復させるべきであり、裁判官に当該条項の改訂権限を認めるべきだとしている。<sup>(82)</sup>

もつとも、事業者・消費者間の附合契約のように、当事者間に不均衡がある場合には特別の取扱いがなされるべきだとし、このような場合には、現実の明確に規定された対価が存在しない限り、賠償限定条項の有効性を認めるべきではないことが消費法典中に規定されるべきだという。

なお、違約条項については、現行法を維持するべきだとする。

#### 提言21

賠償に関する条項に適用される準則を明確化し、フォートによらない不法行為責任の分野でそれら条項を原則として有効としつつ、それら条項が契約の要素たる債務の履行を見直すものであるときは、司法上の改訂を予定する。

### 3 懲罰的損害賠償の導入<sup>(83)</sup>

本報告書は、懲罰的賠償の導入の当否に関して、問題の所在を丁寧に描写したうえで、各界の反応等を紹介し、どのような形で懲罰的損害賠償を導入することが適切であるかについて論じている。

#### (1) 問題の所在

(i) 本報告書は、フランスでは現在、全額賠償の原則が採用され、損害賠償が被害者にとつて損にも得にもなつてはならないとされていること<sup>(84)</sup>、及び、加害者の行為態様の悪性は賠償額の評価にあつて考慮されないこと<sup>(85)</sup>、すなわち、民事責任の私的制裁機能（抑止機能）は否定されていることを確認したうえで、営利的なフォートがある場合には、以上のような伝統的なアプローチでは対応できないことを指摘している。本報告書が具体例として挙げるのは、次の三つの場面である。すなわち――

第一は、主にマスコミによって、肖像や名誉への権利が侵害された場合である。マスコミの中には、読者の気をひくような、意図的に過剰なあるいは誤った紹介方法で、メディア受けする人物の私生活に関する事柄を報じて、当該人物に損害を与えつつ、販売部数を伸ばして利益を得ることを躊躇しないものがある。

第二は、知的所有権が侵害された場合である。商標権や特許

権を侵害することによって、侵害者は、被害者たる権利者の生産能力を超えるような大規模な生産をなし得る。このような場合、権利者が被つた損害を単に填補するだけでは、権利者の能力に応じた逸失利益の賠償しか認められないため、侵害者に大きな利益が残つてしまうこととなる。

第三は、競争法や消費法の分野でみられるものである。その中には、一定の企業による一つ一つは些細な契約上の債務への違反が集積して当該企業に利益を生じさせているが、填補のための賠償を認めただけではこれを埋め合わせられないような場合がある。例えば、携帯電話会社が少額の水増し請求をした場合や、企業間協定があつた場合がこれにあたる。

(ii) 続いて、本報告書は、現行法<sup>(86)</sup>でも、算定困難な一定の損害については、フォートの重大さが賠償額の評価にあつて影響していると考えられることを指摘したうえで、知的所有権の分野において、知的所有権の尊重に関する二〇〇四年二月二九日のEU指令四八号を国内法化する二〇〇七年一月二九日の法律一五四号号によって、知的所有権が侵害された場合の損害賠償額を定めるにあつて、裁判官が、被侵害者の逸失利益や慰謝料のほかに、侵害者が得た利益を考慮することができるようになったことを紹介している。

そして、民事責任法の改正にあつて、知的所有権法上の制度を一般化するか、あるいは、少なくとも営利的なフォートがある他の場面にも拡大するべきだろうかという問題を提起して

いる。

(2) 各界の反応等

以上のような問題提起に続き、本報告書は、懲罰的損害賠償を認めているイギリス法、アメリカ法及びケベック法の状況を紹介し、これに対して、他の大陸法諸国では懲罰的損害賠償を認めずに精神的損害について賠償額を増額することで対処していること、この点に関してヨーロッパレベルでの調和の動きはみられないことを指摘する。

また、懲罰的損害賠償を導入すべきかどうかについては見解が大きく分かれていること、これに反対する見解は、フォートイフな行動を抑止するための対策は既にとられており、あるいは、他により効果的な方策があると主張していること、理論的にも、懲罰的損害賠償は憲法上の罪刑法定主義（*legalité des peines*）の要請に違反する可能性があること、しかしながら多くの学者は懲罰的損害賠償の導入に好意的であることを指摘している。

カタラ準備草案は「明らかに意図的なフォート（*faute manifestement délibérée*）、とりわけ営利的フォートを犯した者は、填補のための損害賠償（*domages-intérêts compensatoires*）に加え、懲罰的損害賠償を命じられることがあり」として（一三七一条）、懲罰的損害賠償を広く認める立場を採用しているが、これに対しては、懲罰的損害賠償の導入自体はよいとして

も、対象が広すぎるのではないかと懸念が示されているという。<sup>(88)</sup>

(3) 懲罰的賠償をどのような形で導入すべきか

本報告書は、懲罰的損害賠償は現行法下での問題を改善するために重要な改革であるものの、その導入は限定的にのみ認めべきだと結論づけている。

(i) 本報告書は、まず、懲罰的損害賠償は一般的に適用されるべきではないと主張する。その理由は、懲罰的損害賠償を一般的に適用することは、刑事責任と民事責任の区別をなくすことにつながり、私的制裁を復活させることになってしまうという点にある。また、実務では、刑事裁判官は民事裁判官に比して低額の賠償しか認めていないけれども、このような取扱いの相違を解消すれば、懲罰的損害賠償の導入の要請は減少するのではないかと述べている。私訴権（*action civile*）が行使された場合に、刑事裁判所がより積極的に損害賠償を認めることが、まずは重要だといっているのである。

(ii) 次に、本報告書は、懲罰的損害賠償は、損害を生じさせた行動の性質如何にかかわらず、あらゆる営利的フォートの抑止に資すると考えられがちであるが、それは誤りであり、少額の損害しか生じていないような場合には、懲罰的損害賠償の抑止機能は期待できないとする。

すなわち、それぞれは極めて少額の損害しか生じさせないよ

うなフォートによって多くの被害者が損害を被っている場合に、加害者がサンクシヨンを受けないのは、被害者が個人的に被った損害について損害賠償を請求することに経済的メリットがないことが原因だという。このような場合には、損害賠償に要する費用が損害賠償額を上回るため、個々の被害者が損害賠償請求を断念してしまうこと、換言すれば、被害者が司法にアクセスすることについての経済的メリットのなさこそが問題だというのである。

そして、そうであるとなれば、このような場合に、被害者が被った損害を賠償しつつ刑罰以外の方法によって営利的フォートを抑止するための唯一の手段は、多数の被害者が個別に被った少額の損害の賠償について集団的に提訴する可能性を認めることだと主張する。

ところで、フランスでは、既に、集団的な被害を回復するための団体訴訟制度が設けられており、<sup>⑧</sup>消費法の分野では、損害賠償請求訴訟の形で事後的な被害回復を図る制度としては、消費者の集団的利益 (interet collectif) のために認められる私訴権 (消費法典Ⅰ、四二二一条一項) と、消費者の個別的利益 (interet individuel) のために認められる共同代理訴権 (action en représentation conjointe) がある (同法典Ⅰ、四二二一条一項)。<sup>⑨</sup>

本報告書は、以上のような制度を紹介したうえで、現行制度は不十分なものとどまっているとして、集団的訴権の導入が

目指されるべきだと主張している。このような主張は、ジャック・アタリ (Jacques ATTALI) を長とする「フランス発展の自由化 (la libération de la croissance française)」に関する委員会による報告書 (いわゆる「フランスを変えるための三〇〇の提言 (300 décisions pour changer la France)」) や、ジャン・マリイ・クーロン (Jean-Marie COULON、パリ控訴院名譽院長) を長とする「経済活動の非刑罰化 (dépenalisation de la vie des affaires)」に関する委員会による報告書の提案と軌を一にするものである。

なお、本報告書は、集団的訴権の手續きの仕組みや適用範囲については言及しないとしつつも、アメリカのクラス・アクションにおけるような不都合は回避しなければならぬと付言している。

(iii) 本報告書は、最後に、以上のような改革を行ったとしてもなお、一定の紛争類型 (具体的には、マスコミによって私生活が侵害された場合や競争法の分野) においては、法の欠陥があるとして、加害者に営利的フォートがある場合には、懲罰的損害賠償が認められるべきだとしている。

まず、マスコミによって私生活が侵害された場合には、マスコミは、後日損害賠償を請求された場合に賠償すべき金額よりも、私生活を侵害するような記事を出版した場合の利益の方が高いと判断して加害行為に及ぶ場合が多いこと、実際、出版による利益は賠償額の算定にあたって考慮されていないこと<sup>⑩</sup>

等に鑑みれば、懲罰的損害賠償の導入は有用であるとする。

また、競争法の分野についても、競争当局（*autorité de concurrence*）による行政上のサンクションを中心とする現行制度は十分な有効性を有していないから、これに加えて懲罰的損害賠償が導入されるべきだとする。そして、そうしたとしても、両制度の機能は異なるため、二重処罰には当たらないと考えられると付言している。

なお、環境法の分野に関しては、懲罰的損害賠償が有効に機能し得るとしつつ、二〇〇八年八月一日の法律七五七号によって、環境損害の防止と回復に関する特殊制度が創設されたことから、同制度がうまく機能するか否かを見極めたうえで、懲罰的損害賠償の導入が検討されるべきだという。

(iv) もつとも、本報告書は、以上のような紛争類型においても、懲罰的損害賠償は自動的に言い渡されるべきではないとし、裁判官に評価権限が与えられ、賠償額について理由が付けられなければならないとしている。

また、裁判官の自由裁量権を認めることによる危険が多く指摘されていることや、懲罰的損害賠償について定量を定めておかなければ違憲のおそれがあること、フランスでは破産院が事実審裁判官による損害評価についてコントロールをしていないことに鑑みると、法律によって、適用可能な懲罰的損害賠償の上限が定められるべきだとする。そして、その上限は填補のための損害賠償に対する割合で定められるべきであり、具体的な

割合をどのように定めるかは民事責任の機能をどのように考えるかによって大きく異なり得るといふ。すなわち、民事責任の分野において、懲罰的機能は付随的なものでしかないと考えられるならば、懲罰的損害賠償の額は填補のための損害賠償の額を超えるものであつてはならないように思われるが、懲罰的機能を強化するべきだと考えるならば、前者が後者を超えることになつても構わないといふのである。

なお、カタラ準備草案は、「……懲罰的損害賠償を与える裁判官の決定には、特に理由が付けられなければならない、被害者に与えられる他の損害賠償とは区別してその金額が定められなければならない……」と規定している（一三七一条）。

(v) 本報告書は、懲罰的損害賠償に保険を付することの可能性にも言及している。そして、懲罰的損害賠償については、加害者が損害賠償を支払うのでなければ抑止効果がなくなつてしまふ等との理由から付保可能性を否定する見解もあるとしつつ、付保可能性を認めなければ、企業に過大な経済的負担を負わせることで経済活動が停滞し、国外に転出してしまふ危険があるし、保険料の支払い自体が営利的フォートを抑止する手段となり得るとして、付保可能性は否定されるべきではないとする。もつとも、保険会社からの聴取結果から、保険会社が懲罰的損害賠償を対象とするような商品を提案するかどうかは定かではないことも指摘している。

なお、カタラ準備草案は、付保可能性を認めていない（一三三



七一条。

(vi) 懲罰的損害賠償の支払先については、調査の過程で、被害者に支払われるべきだ、被害者に支払うことは原因なき利得にあたるから被害者には支払われるべきではない、賠償基金に支払われるべきだといった様々な見解が出されたことが紹介されている。そして、本報告書は、後者のアプローチは懲罰的損害賠償を私的制裁としないものであり、立法者によって創設された賠償基金に資金を与えろという利点を有するが、そうした場合、どの基金に支払うべきかという問題があることを指摘している。

また、懲罰的損害賠償の一部が被害者に支払われるべきだとしても、その余の部分を基金や国庫に支払うことが可能かとの問題も存在するとし、カタラ準備草案が懲罰的損害賠償の一部を国庫に帰属させ得るとしていることを紹介している。

そのうえで、本報告書は、懲罰的損害賠償は少なくともその一部は被害者に支払われるべき性質のものであるが、加害者が支払うべき金額の一部は裁判官が定める賠償基金に、それが存在しない場合には国庫に支払われ得るとすることが望ましいとしている。

**提言 22** 私訴権を提起された刑事裁判官によってよりよい損害賠償がなされるようにする。

**提言 23** 多数の被害者に対して少額の個別的損害を生じさせる営利的フォートが犯された場合に、責任に関する集団的訴権の導入を検討する。

**提言 24** 一定の特殊な紛争において営利的フォートがあった場合に、懲罰的損害賠償を認め、その賠償金は優先的に被害者に支払われるが、裁判官によって定められる一部については賠償基金またはそれが存在しない場合には国庫に支払われるものとし、その賠償金額は填補賠償金額に応じて定められるものとする。

#### 4 損害の評価における不公平の是正

本報告書は、損害の評価にかかわる問題として、損害の包括の評価の是非、身体的損害の被害者間の不公平の是正、及び、賠償金の支払方法をめぐる問題を取り上げている。

##### (1) 損害の包括的評価の是非<sup>94</sup>

本報告書は、まず、全額賠償原則は損害の評価に関する裁判

官の権限をも規律するものであるにもかかわらず、破毀院が、裁判官が主張された種々の損害項目について個々に評価することなく、損害の包括的評価を行うことを認めていることを問題視している。損害の包括的評価が行われると、被害者には、その主張した損害のうちどれがどのように評価されたのかが分からないこととなり、また、裁判官の広汎な損害評価権限と相まって、判断が恣意的なものとなりかねないというのである。

そして、右のような実務に対しては批判が多いことや、特殊制度の中には責任主体の保険者に対して損害ごと（96）に評価すべきことを定めるものがあることをふまえ、裁判官に対して、主張された損害項目について個々に評価し、また、請求を棄却する場合には判断に理由を付すべき義務を課すべきだと主張している。その理由としては、被害者によりよい保護を与え、判決の透明性を担保すべきことが挙げられている。このような主張は、「裁判官は、主張された損害項目のそれぞれについて別個に評価をしなければならず、ある項目について請求を棄却する場合には、特に、その判決に理由を付さなければならぬ」（一三七四条）と規定するカタラ準備草案の提案と同旨のものである。

もつとも、本報告書は、重大な損害については、被害者はその主張した苦痛（soulfrance）の各々について、裁判所がどのように応答したのかを理解する必要がある、満足のいかない判決に対して異議を申し立てるためにも、判決には十分な理由付

けがなされていなければならないけれども、極めて少額の損害については、司法の効率化の要請を勘案すれば、そのような必要性は少ないとして、後者の場合には、裁判官が、主張された損害について、包括的に評価することも許されるとしている。

**提言25** 極めて少額の損害を除き、裁判官に、主張された損害項目ごとに別々に評価を行い、請求を棄却する場合にはその判断に理由を付する義務を課す。

(2) 身体的損害の被害者間の不公平の是正<sup>(96)</sup>

本報告書は、事実審裁判官が損害の評価について専権を有していることは、裁判官が事案に適した賠償額や賠償方法を決定することを可能としている一方で、時として、訴訟当事者ごとの取扱いの相違を生んでいると指摘する。そして、このように被害者間に不公平が生じることは、とりわけ身体的損害については批判されなければならないとし、これを是正するためには、裁判官の専権に配慮しつつ、裁判官に客観的データに基づいて判断するための道具を提供することが必要だという。具体的には、①身体的損害のカタログ（nomenclature）を作るという方策と、②傷病について全国レベルの計算表（barème）を作るという方策が考えられるとする。

本報告書によれば、前者については、全国被害者支援評議会（Conseil National de l'Aide aux Victimes, CNAV）による報告書<sup>97</sup>及び身体的損害のカタログを作るための委員会による報告書<sup>98</sup>が試みているほか、カタラ準備草案も、身体的損害の主要な類型を例示列挙している（一三七九条）。

また、後者に関しては、裁判官が様々な計算表をそれぞれに参照しているために類似の損害について異なる評価がなされているのが現状であり、前記CNAVによる報告書はこれを批判して、身体的損害について、あらゆる事故に適用され得る全国的・統計的・発展的指標（référentiel indicatif national, statistique et évolutif, RINSE）を設けることを提案しているものの、その提案は未だ具体化していない。これに対して、カタラ準備草案は、身体的機能に関する損害についてのみ、傷病計算表を作ることを提案している（一三七九一条）。

本報告書は、前者に関しては、既に存在するカタログで十分だとしつつ、後者については、計算表を作ることは有意義であるし、身体的機能に関する損害以外の損害については比較が困難であるから、その対象を身体的機能に関する損害に限ることも正当化されるとして、カタラ準備草案の提案に賛成している。ただ、計算表に今日性がなければ意味がないとして、定期的に改訂が行われるべきだと付言している。

**提言 26** デクレによって、傷病に関する全国レベルの計算表を定めることを予定し、それを定期的に改訂し、裁判官が損害を評価するにあたり参照し得るようにする。

### (3) 賠償金の支払い方法をめぐらる問題<sup>99</sup>

本報告書は、現在は、賠償金の支払い方法に関して、裁判官は、当事者の請求にかかわらず、一時金払いを命じるか定期金払いを命じるかを決する専権を有するとされていることをふまえ、裁判官にそのような権限を認めることの可否、及び、定期金払いによる場合に生じ得る問題について検討を加えている。

(i) 本報告書は、まず、一時金払いと定期金払いにはそれぞれ一長一短があるという。すなわち、前者には、紛争の終局的かつ即時の解決をもたらし、被害者がその被った損害に合わせ生活の枠組みを変更することを可能とするという長所がある。これに対し、後者は、継続的損害が生じた場合や労働能力の喪失がある場合、第三者による介護を必要とする場合、あるいは、被害者が一時金を管理できないような場合等、一定の被害者の一定の種類の損害を賠償するのに適格的だといっているのである。

そして、本報告書は、あるいは被害者の請求を尊重すること、あるいは一定の損害については定期金払いによるとすること

とで、裁判官の評価権限を制限するべきかという問題を提起し、前者については危険が大きいかとして否定し、後者についても当事者の主張が排斥される場合に理由が付されるならば必ずしも必要ではなく、むしろ少額の損害については、訴訟の単純化と迅速化のためには、一時金払いが原則とされるべきではないかという。

なお、カタラ準備草案は、いずれの支払い方法を採用するかを裁判官の選択に委ねつつ（一三七六条）、身体の完全性に対する侵害の場合には、職業上の逸失利益等一定の損害についてはスライド式の定期金払いを原則としている（一三七九―三三一条）。

(ii) 本報告書は、次に、時の経過による損害評価の問題を取り上げている。一時金払いによった場合には、時の経過によつて損害が減少し又は増悪したとしても問題は生じないけれども、定期金払いによった場合には、損害の減少又は増悪は定期金の改訂の問題を生じさせ得るのである。

本報告書は、スライド式の定期金払いによることは被害者をインフレから保護するために有用であること、今日では、裁判官は、職権により、スライド式の定期金払いによることを命じ、自由に指数を選択することができることとされていること<sup>(10)</sup>、但し、交通事故の分野では裁判官の権限は制限されていることを紹介したうえで、以上のような解決は妥当であるから、これを明文化するべきだとする。

なお、カタラ準備草案は、前述のとおり、身体の完全性に対する侵害の場合に、一定の損害についてスライド式の定期金払いを原則としているが、その際、裁判官は指数を自由に選択できるとし（一三七三―一条一項）、また、判決の際に、改訂の終期や条件を明示することで、損害が減少し又は増悪した場合における定期金の改訂を予定することができるとしているが（同条二項）、本報告書は、身体の完全性に対する侵害の場合に限らず、このような準則を認めてよいとするものである。

**提言 27** 少額の損害については、一時金の形での賠償の支払いを優先する。

**提言 28** 裁判官がスライド式の定期金の支払いを命じ、スライド指数を決定し、必要に応じて、損害が減少しまたは増悪した場合には定期金を見直す要件を予定する可能性を強化する。

(1) 荻村慎一郎「フランス民法典改正年表」北村一郎編『フランス民法典の二〇〇年』五一―九頁以下（有斐閣、二〇〇六年）、金山直樹「フランス民法典改正の動向」ジュリー二二九四号九二頁

(二〇〇五年)、同「民法改正の動向(二) フランス・ケベック」ジュリ増刊民法の争点三三頁(二〇〇七年)を参照。

(2) これを紹介・翻訳するものとしては、ミシエル・グリマルディ〔北村一郎訳〕「フランスにおける相続法改革(二〇〇六年六月二三日の法律)」ジュリ一三三八号六八頁(二〇〇八年)、幡野弘樹「相続及び贈与・遺贈法改正、バクスの改正——相続及び贈与・遺贈の改正に関する二〇〇六年六月二三日法律第七二八号」日仏二五号二一八頁(二〇〇九年)等がある。

(3) これを紹介・翻訳するものとしては、山野日章夫「二〇〇六年フランス担保法改正の概要——企画の趣旨の説明及び今般改正の評価」ジュリ一三三五号三二頁(二〇〇七年)、平野裕之「二〇〇六年フランス担保法改正の概要——改正経緯及び不動産担保以外の主要改正事項」同号三六頁、片山直也「二〇〇六年フランス担保法改正の概要——不動産担保に関する改正について」同号四九頁、平野裕之・片山直也訳「フランス担保法改正オールドナンス(担保に関する二〇〇六年三月二三日のオールドナンス二〇〇六一三四六号による民法典等の改正及びその報告書)」慶應法学八号一六三頁(二〇〇七年)等がある。

(4) これを紹介・翻訳するものとしては、金山直樹・香川崇「フランスの新時効法——混沌からの脱却の試み」別冊NBL二二二号『消滅時効法の現状と改正の提言』一六五頁(二〇〇八年)等がある。

(5) これを紹介・翻訳するものとしては、金子敬明「フランス信

託法の制定について」千葉二二巻一七四頁(二〇〇七年)、ビエール・クロック〔平野裕之訳〕「フランス民法典への信託の導入」法研八一巻九号九三頁(二〇〇八年)、クリスティアン・ラルメ〔野澤正充訳〕「信託に関する二〇〇七年二月一九日の法律(フランス)」立教法務研究第二号六三頁(二〇〇九年)、藤澤治奈「信託——信託を制度化する二〇〇七年二月一九日の法律第二一一号」日仏二五号三三三頁(二〇〇九年)等がある。

(6) このほか、物権法の分野でも改正の動きがある。詳しくは、フランス物権法研究会「フランス物権法改正の動向」民商一四一卷一四一―一四四頁(二〇〇九年)を参照。

(7) Avant-projet de réforme du droit des obligations (Articles 1101 à 1386 du Code civil) et du droit de la prescription (Articles 2234 à 2281 du Code civil), Rapport à Monsieur Pascal Clément Garde des Sceaux, 22 septembre 2005.

カタラ準備草案の概要については、ビエール・カタラ〔野澤正充訳〕「フランス——民法典から債務法改正草案へ」ジュリ一三五七号一三六頁(二〇〇八年)を参照。同準備草案の民事責任に関する部分を紹介・検討するものとして、廣峰正子「フランス債務法改正草案に関する覚書——懲罰的損害賠償制度導入をはじめとする民事責任の変容と発展について」法科三九号一六九頁(二〇〇八年)がある。

(8) Pour une réforme du droit des contrats et de la prescription conforme aux besoins de la vie des affaires. Réaction de la CJP à

元老院調査報告書五五八号（二〇〇八—二〇〇九）の概要

l'Avant-Projet «CATALA» et propositions d'amendements, Rapport de Monsieur Didier KLING présenté au nom de la Commission du Droit de l'Entreprise et adopté à l'Assemblée Générale du 19 octobre 2006.

(9) Rapport du groupe de travail de la Cour de cassation sur l'avant-projet de réforme du droit des obligations et de la prescription, 15 juin 2007.

(10) 同草案は公表されたもの、その存在を前提とした議論が展開された。その例として、Alain GHOZI et Yves LEJELETTE, La réforme du droit des contrats: brèves observations sur le projet de la chancellerie, D. 2008, 2609; Christian LARROUMET, De la cause de l'obligation à l'intérêt du contrat (à propos du projet de réforme du droit des contrats), D. 2008, 2441; Philippe MALINVAUD, Le «contenu certain» du contrat dans l'avant-projet «chancellerie» de code des obligations ou le stoemp bruxellois aux légunes, D. 2008, 2551; Denis MAZEAUD, Réforme du droit des contrats: Haro, en Héralte, sur le projet!, D. 2008, 2675; Remy CABRILLAC, Le projet de réforme du droit des contrats Premières impressions, JCP 2008, I, 190; Muriel FABRE-MAGNAN, Réforme du droit des contrats: «Un très bon projet», JCP 2008, I, 199; Philippe MALAURIE, Petite note sur le projet de réforme du droit des contrats, JCP 2008, 204; Dir. Jacques GHESTIN, Observations sur le projet de réforme du droit des contrats, LPA

同志社法学 六二巻二号 二四六（五〇二）

2009, n° 31等がある。

(11) Dir. François TERRÉ, Pour une réforme du droit des contrats, Daloz, 2009.

(12) もともと、前者が契約責任法を対象から除外しているのに対し、後者は契約責任法を対象から除外していない。

(13) Rapport d'information n° 558 (Sénat, 2008-2009) fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du Règlement et d'administration générale par le groupe de travail relative à la responsabilité civile, par MM Alain ANZIANI et Laurent BÉTEILLE.

(14) 本報告書一七頁以下。

(15) cf. Fabrice LEDUC, Le droit de la responsabilité civile hors le Code civil, LPA 2005 n° 133, p.3.

(16) 本報告書一九頁以下。

(17) 本報告書二四頁以下。なお、これと同様の方向性は、カタラ準備草案におうつても示された。

(18) 本報告書二七頁以下。

(19) 本報告書三〇頁以下。

(20) 本報告書三三頁以下。

(21) Philippe RÉMY に代表される見解である (Ph. RÉMY, La «responsabilité contractuelle»: histoire d'un faux concept, RTD civ. 1997, 323; ノーリッポ・レミヤ [平野裕之訳]『契約責任』誤った観念の歴史」法論七四巻二二—三三—二七一頁（二〇〇一

年)。

- (22) 二〇〇八年の改正により、民事責任の各訴権について、時効期間が統一されるに至った。
- (23) カタラ準備草案の民事責任に関する諸規定を起草したのは、ジュヌヴィエーヴ・ヴィネイ (Geneviève VINEY、パリ第一大学教授) である。
- (24) サルゴ報告においても同様の指摘がなされている (n°64)。
- (25) なお、本報告書は、現在でも、少なくとも、交通事故 (一九八五年七月五日の法律)、製造物責任 (民法典一三六一条以下)、旅客運送 (Cass. civ. I, 6 oct. 1998, Bull. n°269; JOP 1999, II, 10186, note Y. AUBREË) 及び労働災害 (Cass. soc., 28 févr. 2006, Bull. n°87; JCP éd. S., 2006, 1278, comm. P. SARGOS) の四つの分野においては、身体的損害の賠償に関して契約責任と不法行為責任の区別は取り払われていることを指摘している。
- (26) 本報告書三七頁以下。
- (27) Cass. civ., 11 janv. 1922, DP 1922, I, 16; S. 1924, I, 105, note R. DEMOGUE.
- (28) カタラ準備草案一三四一条は、本文で「契約上の債務の不履行があった場合、債務者も債権者も、契約外責任を選択して、契約責任に特有の規定の適用を免れることはできない」と規定しつつ、但書きで、「その不履行が身体損害を生ぜしめたときは、契約の相手方当事者は、その損害の賠償を得るために、その者にとつてより有利な準則を選択することができる」と規定して

549。

- (29) 本報告書三九頁以下。
- (30) Bull. n°9, D. 2006, 2825, note G. VINEY; D. 2007, 1827, obs. L. ROZES; D. 2007, 2900, obs. P. JOURDAIN; D. 2007, 2976, obs. B. FAUVARQUE-COSSON; JCP 2006, II, 10181, avis A. GARIAZZO, note M. BILLIAT; JCP 2006, I, 115, obs. ph. STOPPEL-MUNCK; RDG 2007, 269, obs. D. MAZEAUD; RDG 2007, 279, S. CARVAL, RDG 2007, 375, obs. J.-B. SEUBE; RDG 2007, 537 et s., chron.; RTD civ. 2007, 61, obs. P. DEUMIER; RTD civ. 2007, 115, obs. J. MESTRE et B. FAGES; RTD civ. 2007, 123, obs. P. JOURDAIN.
- (31) カタラ準備草案一三四一条は、「一項べ、契約上の債務の不履行が第三者が被った損害の直接の原因であるときは、第三者は、一三六三条ないし一三六六条に基づいて、債務者に損害賠償を請求することができる。第三者は、その場合、債権者が自身の損害の賠償を得るときに課されるあらゆる制限および条件に服する」と規定し、「二項べ、第三者は、契約外責任に基づいて損害賠償を得ることもできるが、その場合、一三五二条ないし一三六二条に定める責任発生事由の一つを証明しなければならぬ」と規定している。
- (32) サルゴ報告n°60。
- (33) 本報告書四一頁以下。
- (34) TGI Paris, 16 janv. 2008, Rev. de dr. des transports 2008, comm. 36.

元老院調査報告書五五八号(二〇〇八―二〇〇九)の概要

同志社法学 六二巻二号 二四八(五〇四)

(35) これらの規定について、詳しくは、淡路剛久「環境損害の回復とその責任―フランス法を中心に」ジュリー一三七二号七二頁(二〇〇九年)を参照。

(44) 本報告書五〇頁以下。  
(45) Cass. civ. 2<sup>e</sup>, 22 mai 1995, Bull. n° 155, JCP 1995, II, 22550, note J. MOULY.

(36) 本報告書四四頁以下。

(46) Cass. civ. 2<sup>e</sup>, 19 mai 1976, JCP 1978, II, 18773, obs. N. DEJEAN

(37) Cass. civ. 2<sup>e</sup>, 20 juill. 1993, Bull. n° 274, D. 1993, 526, note Y.

(47) Cass. civ. 2<sup>e</sup>, 4 mai 1988, Bull. n° 103.

CHARTIER

DE LA BÂTTE.

(38) 本報告書四五頁以下。

(48) 一三八六―七条一項は、当初、供給業者は常に製造業者と同様の製造物責任を負うと規定していたが、欧州司法裁判所の判決を受けて、供給業者の責任を限定するに至った。その経緯については、神田桂「フランス製造物責任訴訟をめぐる近年の動向」愛学四八巻四号三頁以下(二〇〇七年)を参照。

(39) 本報告書四七頁以下。

(49) サルゴ報告書<sup>76</sup>。

(40) 現在は適用対象となっていない(一九八五年七月五日の法律六七七号一条)。

(50) 本報告書五三頁以下。

(41) サルゴ報告書<sup>84</sup>。

(51) Cass. ch. réun., 13 févr. 1930, Bull. n° 34, DP 1930, I, 57, rapp. LE MARC, HADOUR, concl. P. MATTER, note G. RIPERT, S. 1930, I, 121, note P. ESMÉIN.

(42) 一九八五年七月五日の法律六七七号によれば、運転者を含む被害者は、不可抗力又は第三者の所為を對抗されることがない(二条)。また、身体的損害の被害者が運転者でない場合、同人に許し難いフォートがあり、それが事故の排他的原因であったときにのみ、これを對抗されるが(二条一項)、当該被害者が一六歳未満又は七〇歳以上であった場合はこれを對抗されない(同条二項)。これに対し、身体的損害の被害者が運転者である場合は、同人にフォートがあれば、加害者の責任は減免される(四条)。なお、物的損害については、被害者が運転者であると否とにかかわらず、同人にフォートがあれば、加害者の責任は減免される(五条)。

(52) サルゴ報告書<sup>69</sup>。

(43) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(53) 本報告書五四頁以下。

(44) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(54) サルゴ報告書<sup>72</sup>。

(45) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(55) 社会党グループ(groupe socialiste)のメンバーは制度を精確に規定することを条件に、導入に賛成したのに対し、国民運動連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(46) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(56) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(47) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(57) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(48) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(58) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(49) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(59) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(50) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(60) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(51) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(61) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(52) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(62) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(53) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(63) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(54) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(64) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(55) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(65) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(56) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(66) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(57) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(67) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(58) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

(68) この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五―二条参連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物



の所為の責任に関する一般的制度及び種々の特殊制度で十分だと見て、これに反対したものである。

- (56) 本報告書五七頁以下。
- (57) Cass. civ. 2<sup>e</sup>, 19 févr. 1997, Bull. n° 55; D. 1997, 265, note P. JOURDAIN; D. 1997, 279, chr. C. RADÉ; JCP 1997, II, 22848, concl. R. KESSOUS, note G. VINÉY.
- (58) Cass. ass. plén., 9 mai 1984, Bull. n° 4, D. 1984, 525, concl. J. CABANNES, note F. CHABAS; JCP 1984, II, 20555, note N. DEJEAN DE LA BÂTLE.
- (59) Cass. ass. plén., 13 déc. 2002, Bull. n° 4; D. 2003, 231, note P. JOURDAIN; JCP 2003, II, 10010, note A. HERTVO-LELONG; JCP 2003, I, 154, obs. G. VINÉY.
- (60) トンブローの試合中の事故に関する Cass. Civ. 2<sup>e</sup>, 20 nov. 2003, Bull. n° 356; JCP 2004, II, 10017, note J. MOULY; RTD civ. 2004, 106, note P. JOURDAIN.
- (61) 例えば、子が学校の寄宿舎に入っていた場合 (Cass. civ. 2<sup>e</sup>, 16 nov. 2000, D. 2002, 1309, note P. JOURDAIN; RTD civ. 2001, 603, note P. JOURDAIN) や、離婚又は別居の中に、監護権を有する親が、子にこまごま訪問権(droit de visite)を一時受入権(droit d'hébergement)を行使していた場合 (Cass. civ. 2<sup>e</sup>, 19 févr. 1997, op. cit.) にも、監護権を有する親と子は同居していると認められるとしている。
- (62) 本報告書五九頁以下。

(63) 判例によれば、一定の自由業者の職業的独立はこれと両立しなごものではない (Cass. crim. 5 mars 1992, Bull. n° 101.)。

- (64) Cass. ass. plén., 19 mai 1988, Bull. n° 5; D. 1988, 513, note C. LARROUMET; Gaz. Pal. 1988, 2, 640, concl. M. DORVILLE-GARTER; RTD civ. 1989, 89, obs. P. JOURDAIN.
- (65) Cass. com., 12 oct. 1993, Bull. n° 338.
- (66) Cass. ass. plén., 25 févr. 2000, Bull. n° 2; D. 2000, 673, note Ph. BRUN; JCP 2000, I, 241, obs. G. VINÉY; JCP 2000, II, 10295, concl. R. KESSOUS, note M. BILLAUD.
- (67) もともと、被用者に刑事上のフォートがある場合には、その責任は肯定されづる (Cass. ass. plén., 14 déc., 2001, Bull. n° 17; D. 2002, 1317, obs. D. MAZEAUD; JCP 2002, II, 10026, note M. BILLAUD; JCP 2002, I, 1124, obs. G. VINÉY; RTD civ. 2002, 109, obs. P. JOURDAIN)。
- (68) サルコ報告書 n° 77°。
- (69) Cass. soc., 27 nov. 1958, Bull. n° 1259.
- (70) Cass. soc., 2 déc. 1998, Bull. n° 530.
- (71) 本報告書六一頁以下。
- (72) Cass. com., 26 mars 2008, n° 07-11.619.
- (73) サルコ報告書 n° 79°。
- (74) 本報告書六七頁以下。
- (75) 唯一の例外は海上保険に関する保険法典 L. 1717-1133 三条である。なお、国際物品売買契約に関する国連条約 (C.I.S.G.)

七七条も損害軽減義務を規定している。

- (76) Cass. civ. 2<sup>e</sup>, 19 juin 2003, Bull. n° 203, D. 2003, 2326, note J.-P. CHAZAL, D. 2004, 1346, obs. D. MAZEAUD, JCP 2004, I, 101, obs. G. VINÉY, RTD civ. 2003, 716, obs. P. JOURDAIN.
- (77) 本報告書七二頁以下。

- (78) Cass. com., 22 oct. 1996, Bull. n° 261; D. 1997, 121, note A. SÉRIAUX; D. 1997, 145, obs. C. LARROUMET, JCP 1997, II, 22881, note D. COHEN; JCP 1997, I, 4002, obs. M. FABRE-MAGNAN; JOP 1997, I, 4025, obs. G. VINÉY, RTD civ. 1997, 418, obs. J. MESTRE.
- 「本質的債務」は問題となった契約の類型によって決まることされる。速達運送契約上の運送人の債務については、受け取った封書を契約で定められた期日内に配達すること、電力供給契約上の供給者の債務については、当事者によって定められた量及び周期に従って電力を供給することが、本質的債務を構成する。本報告書によれば、Chronopost判決はコース概念を基礎とするものであり、コースは契約の有効要件の一つであると(77)の(一一三二条)、一方当事者にコースを構成する債務を履行しない可能性を認めることは、契約の構成要素の一つを奪うことになる点に正当化根拠を有している。しかし、このようなアプローチは一部の学説によって批判されており、それによれば、本質的債務の不履行の場合に免責を認める責任の修正は禁止されるが、必ずしも本質的債務そのものを問題としない損害賠償の修正はこれと区別されるべきだとされている。

- (79) 本報告書は、破毀院は、あるいは賠償限定条項が契約の本質的債務に関するものかどうかだけをこれを禁止するか (Cass. mixte, 22 avr. 2005, Bull. n° 3)<sup>7</sup>、あるいは一本質債務に関する賠償限定条項のうち、この債務の「あらゆる内容 (substance) を無くする効果を有する」ものに限って禁止するか (Cass. com., 18 déc. 2007, Bull. n° 265; D. 2008, 154, obs. X. DELPECH; JCP 2008, I, 125, obs. Ph. STOFFEL-MUNCK) によって異なるべきだとする。<sup>8</sup>
- (80) 一三八二条・一三八三条は公序に関する規定だが、その理由である (Cass. civ. 2<sup>e</sup>, 17 févr. 1955, D. 1956, 17, note P. ESMÉIN; JCP 1955, II, 8951, note R. RODIÈRE)。
- (81) Cass. req., 16 nov. 1931, D. H. 1931, 565.
- (82) 民法典一一五二条に定める違約条項に関する制度を賠償限定条項についても妥当させるべきであろう。
- (83) 本報告書七九頁以下。
- (84) cf. Cass. civ. 2<sup>e</sup>, 23 janv. 2003, Bull. n° 20.
- (85) Cass. civ. 2<sup>e</sup>, 8 mai 1964, Bull. n° 358, JCP 1965, II, 14140, note P. ESMÉIN; RTD civ. 1965, 137, obs. R. RODIÈRE.
- (86) 著作権 (propriété littéraire et artistique) に関する知的所有権法典 L. 333-1-1-3条、意匠 (dessin et modèle) に関するは L. 512-1-7条、発明特許 (brevet d'invention) に関するは L. 611-1-7条、植物新品種登録 (certificat d'obtention végétal) に関しては L. 622-1-7条、商標 (marque) については L. 623-1-2-8条、原産地呼称 (appellations d'origine) 及び地理的

表示 (indications géographiques) に関してはL.七一九条がそれぞれ規定している。

(87) もっとも、懲罰的損害賠償が、罪刑法定主義の適用を受ける「サンクション—懲罰 (sanctions-punitions)」を構成するか、その適用を受けない「ペナルティー賠償 (pénalités-réparations)」を構成するにどうなるのかは微妙であるとする。

(88) これに対し、サルゴ報告は、懲罰的損害賠償の導入に反対している。カタラ準備草案の用語法は不適切かつ不明確であるうえ、そこで目指された目的も不明瞭であり、懲罰的損害賠償が一部国庫に帰属し得るとすると、損害賠償と過料の混同が生じるとする。そして、伝統的なサンクションが一定の損害を生じさせる行為態様を無力化するのに不十分であったとしても、民事責任の賠償という目的を変性させてまで、被害者を利用するような抑止効果ある制度を導入することには論理の飛躍があり、新たなサンクションは刑事上の又は行政上のものであるべきであるという<sup>(192)</sup>。

(89) このような制度は、消費法のほか、環境法等の分野でも認められている。環境保護団体の訴権については、淡路剛久・前掲注(35)七八頁を参照。

(90) 消費者団体訴訟制度を概観するものとして、山本和彦「フランスにおける消費者団体訴訟」ジュリスト一三二〇号九八頁(二〇〇六年)、後藤巻則・柴崎暁・馬場圭太「フランス 消費者団体訴訟制度における損害賠償請求の概要」クラス・アタシ

ョン導入に関する議論の動向」内閣府国民生活局『ドイツ、フランス、アメリカ、オーストラリアにおける金銭的救済手法の動向調査』(二〇〇七年)二八頁以下。

(91) Rapport de la Commission pour la libération de la croissance française, 2008.

(92) Rapport au garde des Sceaux, La dépenalisation de la vie des affaires, 2008.

(93) TGI Paris, 5 mai 1999, D. 2000, 269, obs. A. LEPAGE.

(94) 本報告書一〇〇頁以下。

(95) 交通事故に関する一九八五年七月五日の法律三二条、公衆衛生法典L.一一四一一四条及びL.一一四二一一七条等。

(96) 本報告書一〇二頁以下。

(97) Rapport sur l'indemnisation du dommage corporel, 2003.

(98) Rapport du Groupe de travail chargé d'élaborer une nomenclature des préjudices corporels, 2005.

本報告書によれば、司法大臣が二〇〇七年二月二日の通達によって、この報告書及び付属文書の適用を推奨したため、保険会社や裁判官によって参照されている。

(99) 本報告書一〇六頁以下。

(100) 減少した場合は既判力の問題となり、増悪した場合には被害者は新たに生じた損害について別訴を提起できるといふ。

(101) Cass. mixte, 6 nov. 1974, Bull. n° 314, JCP 1975, II, 17978, concl. GÉGOUT, note R. SAVATIER, RTD civ. 1975, 114, obs. G. DURRY.

元老院調査報告書五五八号（二〇〇八―二〇〇九）の概要

同志社法学 六二卷二号 二五二（五〇八）

（102）

一九八五年七月五日の法律六七号四三条（一九七四年二月二七日の法律一一八号一条に由来する。）は、定期金の額は、社会保障法典し、四三四―一七条に定める再評価係数に従い増額されると規定している。